

市税に関する通知送付用広告入り封筒(2027年度送付分)の無償提供者の募集要項

市税に関する通知送付用広告入り封筒(2027年度送付分)の無償提供者を以下のとおり募集します。

## 1 募集概要

(1) 提供封筒規格【2件の封筒を個別に募集します】

ア 固定資産税・都市計画税納税通知書送付用窓付封筒

固定資産税・都市計画税納税通知書送付用窓付封筒	
内容	固定資産税・都市計画税納税通知書を送付するための封筒
規格	縦 120mm×横 235mm (窓縦 55mm×窓横 100mm)
発送予定部数	151,000 通
発送時期	2027 年 5 月
仕様書	【別紙 1】「固定資産税・都市計画税納税通知書送付用窓付封筒仕様書」を御確認ください。

イ 軽自動車税納税通知書送付用窓付封筒

軽自動車税納税通知書送付用窓付封筒	
内容	軽自動車税納税通知書を送付するための封筒
規格	縦 120mm×横 195mm (窓縦 55mm×窓横 90mm)
発送予定部数	68,500 通
発送時期	2027 年 5 月
仕様書	【別紙 2】「軽自動車税納税通知書送付用窓付封筒仕様書」を御確認ください。

※共通規格

- (1) 紙質は上質紙・カラーとすること。
- (2) 封入する中身について、窓の範囲以外では見えない加工がされていること。
- (3) 町田市と打合せて、機械封入時のエラーが起きないように注意深く対応すること。

(2) 広告規格等

掲載場所(2件共通)	封筒裏面
固定資産税・都市計画税納税通知書送付用窓付封筒の掲載可能広告サイズ	縦 70mm×横 183mm
軽自動車税納税通知書送付用窓付封筒の掲載可能広告サイズ	縦 65mm×横 155mm
広告掲載に関する条件 (2件共通)	・【別紙 3】「町田市有料広告掲載取扱要綱」、【別紙 4】「町田市広告掲載基準」、【別紙 5】「市税に関する通知送付用広告入り封筒の無償提供に関する取扱

	<p>基準」及び本募集要項を遵守・承諾してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の町田市有料広告掲載取扱要綱第3に規定されている広告の範囲の掲載基準(別表1)及び町田市広告掲載基準第4条に規定されている掲載基準(別表2)に該当する広告は掲載できません。</li> </ul>
<p>広告原稿について (2件共通)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告原稿には広告主の名称、所在地、電話番号(固定電話に限る)を必ず記載してください。</li> <li>原稿外下部に「この封筒は広告掲載により町田市に無償提供されたものです。広告に関する問い合わせは【無償提供者】まで、【電話番号】と記載してください。</li> <li>広告範囲が明確になるよう、枠で囲ってください。</li> </ul>

## 2 応募資格

以下の町田市広告掲載基準第3条(別表3)の規定に該当しない事業者(市内外は問わない)であること。

## 3 応募手続き・スケジュール

募集要項等の公表	2026年6月15日(月)
応募書類の受付	2026年6月15日(月)正午～6月26日(金)午後5時まで(必着)
提供者の選定	2026年7月上旬以降

### (1) 募集要項等の公表

町田市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

町田市ホームページURL <http://www.city.machida.tokyo.jp>

掲載場所 トップページ>事業者の方へ>広告募集

### (2) 応募書類の受付

#### ア 受付期間

2026年6月15日(月)正午～6月26日(金)午後5時まで(必着)

#### イ 提出方法

応募に必要な書類一式を、持参または郵送により「6 書類提出先」に提出してください。

### (3) 応募書類

書類名	部数
【別紙6】「各種様式」内「町田市市税に関する通知送付用広告入り封筒無償提供申込書(第1号様式)」	1部

【別紙6】「各種様式」内「町田市市税に関する通知送付用広告入り封筒無償提供提案書（第1号様式別紙1）」	1部
【別紙6】「各種様式」内「広告入り封筒無償提供（寄附）実績調書（過去3年間）（第1号様式別紙2）」	1部
【別紙7】有料広告掲載申込に係る誓約書	1部

- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 市は、応募書類に関する情報公開請求があった場合には、町田市情報公開条例に基づき、原則として公開します。

#### （4）提供者の選定

【別紙5】「市税に関する通知送付用広告入り封筒の無償提供に関する取扱基準」第7（無償提供者の決定）に基づき、提出された書類の内容について、町田市は選考を行い、無償提供者を決定します。

結果は、「町田市市税に関する通知送付用広告入り封筒無償提供受理（不受理）通知書（第2号様式）」にて通知します。

#### 4 選定後のスケジュール

（1）封筒仕様の確認	2026年7月中旬 提供封筒の規格・数量・納品場所・納品時期について、仕様書を町田市と無償提供者で確認します。
（2）確認書の締結	2026年7月下旬 取扱基準第8（確認書の締結）に基づいて、市と無償提供者「無償提供に係る確認書」を締結します。確認書には、必ず封筒の仕様書を添付します。
（3）広告無償提供者の広告募集	2026年8月上旬から2026年11月上旬 取扱基準第9（無償提供者の広告募集）に基づいて、無償提供者は、確認書の締結後から、市があらかじめ定める期間において、寄附する封筒へ掲載する広告募集活動を行います。広告が募集できなかった場合は、広告が無い状態の封筒を市へ納品します。
（4）広告掲載の承諾	2026年11月中旬 取扱基準第10（広告掲載の承諾）に基づいて、無償提供者は「町田市市税に関する通知送付用広告入り封筒広告掲載申込書（第3号様式）」により申込を行います。町田市は広告掲載について、承諾する時は「町田市市税に関する通知送付用広告入り封筒広告掲載申込結果通知書（第4号様式）」にて通知します。
（5）レイアウト・原稿確認	2026年11月下旬 無償提供者が封筒作成に入る前の段階で、レイアウト・原稿

	の確認を行います。
(6) 納品期限 (無償提供者に決定された方)	2027年3月下旬予定 無償提供は、町田市があらかじめ指定した納品場所に封筒を納品します。

## 5 留意事項

- (1) 申込みに虚偽があった場合には、提供決定を取り消します。
- (2) 広告が掲載された物品の作成及び提供に係る費用は、全て提供者の負担となります。
- (3) 本業務の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
  - ・低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 6 書類提出先・問合せ先

町田市財務部市民税課税制係

〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市庁舎2階(207窓口)

電話：042-724-3067

FAX：050-3085-6084

別表1 町田市有料広告掲載取扱要綱（2022年8月1日施行）より抜粋

### 第3 広告の掲載基準

掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しない広告とする。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関する広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 政治又は宗教に関する広告
- (6) 個人、団体等の意見広告を内容とする広告
- (7) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、別に定める基準に基づき、市長が掲載する広告として適当でないとする広告

別表2 町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行）より抜粋

第4条 次の各号に定めるものは、広告掲載対象物等に掲載しない。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関わる広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1項及び第2項に規定する不当な表示をしている商品や役務の広告
- (6) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等に抵触する広告
- (7) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがある広告
- (8) 第三者をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (9) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがある広告
- (10) 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (11) 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (12) 宗教団体による布教活動を目的とする広告
- (13) 個人又は団体の意見広告
- (14) 国内世論が大きく分かれている内容に関わる広告
- (15) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービス提供に関わる広告
- (16) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (17) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと認める広告

別表3 町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行）より抜粋

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) たばこの製造・販売に関わる業種(たばこの製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等を除く)
- (4) ギャンブルに関わる業種(公営収益事業に係るものを除く)
- (5) 消費者金融に関わる業種
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に関わる業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関わる業種
- (8) 占い、運勢判断に関わる業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 町田市で入札参加停止処分を受けている事業者
- (13) 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している事業者
- (14) 町田市暴力団排除条例(平成25年3月29日条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- (15) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する事業者
- (16) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中である事業者
- (17) 法令に違反している業種及び事業者
- (18) その他広告として掲載することが不相当であると認められる業種及び事業者